

京都府立京都すばる高等学校部活動に係る活動方針

平成30年7月19日策定

1. 目的

学年やホームルームの所属を離れて、共通の興味・関心を持つ、集団活動を通して自発的活動を助長し心身の健全な発達を促し、明朗・寛容・忍耐の一層の高揚に努め、社会生活を営むために必要な態度を養うことを目的とする。

2. 部加入

- (1) 部活動は放課後に行う教科外の特別活動で、入部は生徒の自由意思に基づく。ただし、1年生は全員が別に定める期日まで、いずれかの体育系部又は文化系部に入って活動すること。
- (2) 年度当初に加入すれば、1か年は同一部において活動することを原則とする。
- (3) 部への加入・脱退は、所定の手続きを経て、保護者・HR担任・顧問の承認を必要とする。

3. 設置部活動

「体育系」・「文化系」の2部門とし、生徒の意思・活動場所・教員の実態に即して設置する。

4. 部顧問

全教員が部活動の顧問となり、指導・助言を行う。

5. 活動時間

活動時間は、生徒の身体的・精神的な負担軽減やバランスの取れた学校生活の実現の観点から、準備や片づけ、顧問からの指示・連絡等の短時間のミーティングを除く、身体活動を伴う活動時間とする。

- (1) 平日の活動は、朝練習を含めて3時間程度とする。
- (2) 休日の活動は4時間程度とする。ただし、大会、発表会、練習試合等の場合を除く。
- (3) 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。
- (4) 平日は19時完全下校、休日は18時完全下校とする。（完全下校とは、校門の外へ出る時間）
- (5) 平日については、朝練習をしない日は、事前の承認により1時間まで延長することができる。なお、この場合は20時完全下校とする。
- (6) 朝練習は、7時20分から8時20分とする。
- (7) 定期考査1週間前及び考査期間中の活動は、原則不可とする。
ただし、公式戦が考査期間中、または、考査期間の週末、または、考査期間の次週末にある場合は、事前の承認により認めることがある。なお、その場合の活動は次のとおりとする。

ア 考査1週間前の授業日の活動は、次のいずれかとする。

- ①朝練習のみ実施
- ②放課後練習のみ実施。ただし、19時完全下校。

イ 考査1週間前の休業日の活動は、4時間以内とする。

ウ 考査期間中の活動は、次のいずれかとする。

- ①朝練習のみ実施
- ②放課後練習のみ実施。ただし、15時完全下校。

6. 休養日

- (1) 週あたり1日以上設定すること。
※月あたり2回程度、土・日曜日に休養日を設定することが望ましい。
- (2) 大会や大会前の練習、合宿等、1週間の中で決められた休養日の設定が困難な場合は、概ね1ヶ月単位で代わりとなる休養日を設定することとし、校長の承認を得ること。

7. 活動計画

- (1) 「年間活動計画」については、年度当初に生徒指導部を経て校長に提出し、許可を受けること。
- (2) 「月間活動計画」については、毎月、その前月末までに生徒指導部を経て校長に提出し、許可を受けること。

8. その他

部員が校内規定に違反し、指導を受けることになった場合、状況を勘案して一定期間当該部に対し、相応な措置を講ずることがある。